



平成 22 年 4 月 15 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
福岡市博多区住吉 1 丁目 2 番 25 号
福岡リート投資法人
代表者名 執行役員 茶木 正安
(コード番号 : 8968)

資産運用会社名
福岡市博多区住吉 1 丁目 2 番 25 号
株式会社福岡リアルティ
代表者名 代表取締役社長 茶木 正安
問い合わせ
常務取締役財務部長 西尾 陽一
TEL . 092-272-3900

資産運用会社における「CSR 憲章」制定並びに「CSR 推進室」設置のお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である株式会社福岡リアルティ（以下「運用会社」といいます。）は、本日取締役会を開催し、企業の社会的責任（CSR）の取組みを推進すべく、「CSR 憲章」の制定並びに「CSR 推進室」の設置を決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1 . CSR 憲章の制定

運用会社は、CSR 活動を進める際の行動指針となる「CSR 憲章」を制定致しました。運用会社は、これまでも CSR 活動に取り組んでまいりましたが、この度、CSR の取組みの基本原則として「CSR 憲章」を制定いたしました。

2 . CSR 推進室の設置

CSR に関する取組みを推進するため、平成 22 年 4 月 15 日付で「CSR 推進室」を設置いたしました。

なお、CSR 推進室長は、企画部長が兼任致します。

【概要】

本投資法人並びに運用会社の持続的成長・発展のために、CSR 活動方針・重点項目の策定を行います。関係部門の実施する CSR 活動の進捗状況の把握・評価を行うとともに、当社内の情報共有・指導啓発を行うことにより、CSR 活動の質的向上を図ります。

本投資法人並びに当社で行われる全ての CSR 活動を一元的に把握し、その内容を内外へ発信するほか、行政、地域社会との対話窓口となり、ステークホルダーへの情報発信機能の強化を図ります。

以上

* 本資料の配布先

兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、福岡経済記者クラブ、福岡証券金融記者クラブ

* 本投資法人のホームページアドレス <http://www.fukuoka-reit.jp>

平成 22 年 4 月 15 日

福岡リアルティ CSR 憲章

株式会社福岡リアルティは、「企業は、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在でなければならない」〔(社)日本経済団体連合会「企業行動憲章」〕という、「企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility, CSR)」の基礎として今日広く受け入れられている考え方に全面的に賛同するものです。

そして、何よりも地域社会の発展に寄与することを通して上記の責任を果たしていくことが、我が国唯一の地域特化型リート(上場不動産投資信託)である福岡リート投資法人の運用会社としての福岡リアルティの使命であると信じます。その具体的な行動の指針として、以下の5原則を定めるものです。

1. 我々は、まず福岡・九州にとっての「良き企業市民」でありたいと思います。この地域の発展に貢献することこそ我が社が存在する意義であり、その出発点なくして広く社会全体に貢献することなどできません。そのための社会貢献活動を積極的に展開してまいります。
2. 我々は、広く世界・社会とのコミュニケーションを行っていきます。我々は、リートの運用会社として、資本市場を通じて世界中の投資家とつながっています。企業情報や企業活動の公正な情報公開とともに福岡・九州についての情報を積極的に発信してまいります。
3. 我々のすべての企業活動は、公正、透明、適正を旨とし、法令ならびに企業倫理から外れることはありません。
4. 不動産の運用者として、保有資産のエネルギー効率や環境負荷に留意した具体的な取組みを継続してまいります。
5. 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、働きやすい環境を確保し、Quality of Life (QOL) を向上してまいります。

以 上

なお、本憲章の制定にあたり、私 代表取締役社長茶木正安は、本憲章の精神の実現が自らの役割であることをここに宣言し、率先垂範の上、社内に徹底するとともに、本憲章に反するような事態が発生したときには自ら問題解決にあたることを約束します。

社長署名